

第 195 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 3 月 25 日 (木) 午前 9 時 ～ 午前 11 時 10 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功
15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 傭 造	17 番 勝 部 定 次	18 番 金 倉 弘 美
19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進	22 番 藤 原 克 巳
23 番 和 久 利 健	25 番 石 原 宏 二	26 番 賀 元 春 男	29 番 藤 原 功
31 番 山 田 幸 則	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 治 美	34 番 ト 藏 秀 夫
35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏 久
39 番 永 濱 孝 之	40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫
43 番 原 田 二 朗			

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田 中 修

5. 欠席委員 (6名)

11番 石原委員 12番 松原委員 24番 高橋委員 27番 若月委員 28番 藤原委員
30番 小池委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第195回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名、出席者は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番 中林委員、3番 立石委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号から議案第3号まで、順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和3年3月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積178㎡。賃貸人氏名 一般社団法人 奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和3年2月22日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和3年2月19日。解約の理由、所有者が神社を移転するため。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積178㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。解約届出日 令和3年2月22日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和3年2月19日。解約の理由、神社を移転するため。番号1と番号2は、転貸の解約になります。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和3年2月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,072㎡のうち20.18㎡他で計148.78㎡。権利種別 3条地役権。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、申請事由 地役権の設定。 借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。対価につきましては、10aあたり月額3千円です。権利の存続期間は20年間です。 「地役権の設定」でございますが、昭和45年の農地法改正により、農地法第3条に、民法で規定される地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利の設定移転につきまして、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となり、許可することができる旨が規定されました。地上権は、土地の地下の一定の部分あるいは空中の一定の範囲に工作物を設置することを目的とする権利です。地役権は、「自分の土地の利便性を向上させるために、他の人の土地を利用できる権利」で、このたびは送電線を通すために、他人の土地の上空を利用する権利です。例えば、地下では、地下鉄、トンネルなど、空中では、送電線などを建設する際に設定されます。これらの権利は、地下や空中を使用するのみで、地表は直接使用をしない

事務局	ものですので、農地にこれらの権利が設定されても、耕作には支障がなく従来どおり農地として利用できる場合が多いです。したがって、このような場合には、農地法第5条の権利の設定移転には該当しませんので、農地法第3条の許可を受けることになります。なお、電気事業法に規定される電気事業者が農地に地役権を設定するときには、農地法第3条の許可は不要とされています。また、地役権設定の登記を行うと、売買などによって譲渡された時には、自動的に移転され、新所有者が義務を引き継ぐことになります。 この案件につきましては、●●●●の採石場だった場所に、△△△△が太陽光発電設備を設置しており、□□□□の中国電力三成変電所までのルートにある送電鉄塔に送電線を設置するものです。申請地は、そのルートの下にあり、別添の資料をご覧くださいますと、赤い丸の右上に、四角の左右に線の付いた記号がありますが、これが送電鉄塔の位置を示しています。送電線は地上からおよそ18メートルの高さに設置されるとのこと、また、△△△△は電気事業法に規定される電気事業者ではありませんので、農地法第3条の許可が必要となります。空中を使用するのみで、地表は直接使用をしないものですので、農地に権利が設定されても、耕作には支障がなく従来どおり農地として利用できると見込まれ、許可は適当であるものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。26番賀元委員。
26番	番号1について、26番賀元が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんは、現在は●●●●ですが、□□□□の■●●●自治会にもお宅が、空き家ですけれどもありまして、帰ってきて田圃や家の管理をされているようです。今回の場所ですが、□□□□に〇〇〇〇さんの田圃が2筆あります。それを本人もしくは関係者が管理されているみたいでして、その上に■●●●ソーラーの送電線が通っております。今回の申請は、新規の設定ということで、別に耕作については問題ないということですので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年3月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積10㎡。申請人氏名〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■●●●。転用目的 墓地。施設等 墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山中にあり、管理が困難なので申請地に移設したい。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。第1種農地となります。資料1ページの下側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/田または畑、現況はいずれも畑。面積178㎡他で計397㎡。申請人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■●●●。転用目的、露天駐車場。施設等、□□□□・駐車場。転用理由は、■●●●が急こう配であるため、高齢

事務局	な■■■■■を容易にするため申請地へ移転する。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。資料2ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1につきましては、ほ場整備事業が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。奥出雲町土地改良区に許可申請に係る意見を求めたところ、「転用申請地一帯は、県営□□□□(第1工区)地区ほ場整備事業(昭和51年度から昭和60年度まで)の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請は、墓地用地が必要となり申請されたものです。本申請地は、申請者の田の中の一角で、その他の隣接は田と用悪水路に囲まれた一団地を選定されたもので、利便性を考慮して申請されたものです。周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと。工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。許可条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 番号2につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。3番立石委員。
3番	番号1について、3番立石が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんは□□□□地区の■■■■自治会でございます。現在、〇〇〇〇さんの墓が設置されておりますのが、自宅から7～800m離れた山中でして、非常に管理が困難だということで今回の申請でございます。第一種農地でございますが、関係機関との調整も終わっておりまして、お手元の参考資料では水田の真ん中というようになっておりますが、この水田に〇〇〇〇さんがハウスを8棟だけ建てておられる横のところございまして、景観上も問題はないというふうに思います。分筆の方も完了したということです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。
議長	次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。43番原田委員。
43番	番号2について、43番原田が補足説明させていただきます。2～3年前から、■■■■から強い要望がありまして、4～5人しか上がれないような急勾配の上でして、山の上にある■■■■を平地に移転するというものでございます。現在も畑として使用されておりましたけれども、県道のすぐ側でもありますし、道路・駐車場にもすぐ使えるということで、今回お願いをしたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年3月25日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積536㎡他で計3,068㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は1年、使用貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,604㎡他で計2,957㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は145.0aです。利用目的は田、期間は2年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号3、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積1,840㎡他で計8,937㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は365.9aです。利用目的は田、期間は4年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号4、農地の所在 □□□□番外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,324㎡他で計6,484㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は341.4aです。利用目的は田、期間は4年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号5、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,511㎡他で計3,058㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は45.7aです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号6、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,141㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額玄米180kgです。 番号7、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積658㎡他で計1,706㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は1,530.5aです。利用目的は田、期間は3年10か月、賃貸借です。賃借料に

事務局	つきましては、総額玄米45kgです。 番号8、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積1,317㎡他で計2,588㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年10か月、使用貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,591㎡他で計7,022㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額8万円です。 番号10、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,697㎡他で計3,752㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額2万円です。 番号11、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,936㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号12、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積840㎡他で計2,530㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は687.3aです。利用目的は田、期間は6年1か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号13、農地の所在、竹崎77番8外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,502㎡他で計8,288㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は744.8aです。利用目的は田、期間は5年7か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号14、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積231㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は664.3aです。利用目的は畑、期間は5年7か月、使用貸借です。 番号15、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,370㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額1万5千円です。 番号16、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,396㎡他で計3,887㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号17、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,030㎡他で
-----	---

事務局	計4, 455㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は1, 362. 3aです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号18、農地の所在 □□□□番外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積420㎡他で計8, 508㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は6年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号19、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 511㎡他で計2, 650㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○ 外1名、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号20、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 309㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号21、農地の所在 □□□□番外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 558㎡他で計9, 537㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号22、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積933㎡他で計2, 431㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号23、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積795㎡他で計6, 746㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号24、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積295㎡他で計1, 624㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号25、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 754㎡他で計7, 412㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号26、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 985㎡他で
-----	---

事務局	計5,064㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は2年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号27、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積271㎡他で計5,645㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は151.7aです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号28、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,200㎡他で計2,699㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は2年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号29、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,005㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万5千円です。 番号30、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,377㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号31、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,801㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年8か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万3千円です。 番号32、農地の所在 □□□□番外2筆。地目 登記簿/現況ともに田。面積2,323㎡他で計4,921㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年8か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万3千円です。 番号33、農地の所在 □□□□番。地目 登記簿/現況ともに畑。面積4,490㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は10年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり3千円です。 番号34、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3,508㎡他で計10,725㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は10年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり3千円です。 番号35、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1,429㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおり
-----	--

事務局	です。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は10年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり3千円です。 番号36、農地の所在 □□□□番外1筆。地目、登記簿/現況ともに畑。面積789㎡他で計2,721㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑、期間は10年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり3千円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。19番和久利委員。
19番	番号1について、19番和久利が補足説明させていただきます。場所でございますが、□□□□です。△△△△さんは再設定でございますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、議案第3号番号2から番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員。
20番	20番八澤が補足説明させていただきます。 番号2について、○○○○さんは□□□□自治会でして、場所は■●■●■●を作っておられまして、そのために新しく整地された田になりまして、今回の△△△△さんに出すということで、新規になります。 番号3について、○○○○さんは□□□□自治会です。今回、△△△△に出すということで、新規です。場所は、□□□□からずっと上がる道が新しく出来まして、その家の周りに田があります。それを出すということです。 番号4について、○○○○さんは□□□□の方で、同じく家の周りの田圃です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第3号番号3から番号4について承認することに決しました。 次、議案第3号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員。
8番	番号5について、8番内田が補足説明させていただきます。場所は□□□□自治会になりまして、■■■■が現地でございます。○○○○さんと△△△△さんは親戚関係でございまして、○○○○さんは独り暮らしでございまして、いま現在は施設に入所中です。田圃が耕作できないということで、誰かおられないかな、ということで、たまたま親戚まわりの△△△△さんが「私が耕作しましょう」ということで、お話し合いができて、今回上程させていただきました。△△△△さんは頑張って農業されていまして、何ら問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号5について承認することに決しました。 次、議案第3号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。25番石原委員。
25番	番号6について、25番石原が補足説明させていただきます。地番□□□□と地番□□□□ですが、■■■■沿いでございます。地番■■■■と地番■■■■は□□□□になります。再設定になりますので、何ら問題ないとおもっています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号6について承認することに決しました。 次、議案第3号番号7から番号8について、受け手が同じ方でございますので、続けて担当委員の補足説明をお願いいたします。26番賀元委員。
26番	26番賀元が補足説明させていただきます。こちらの△△△△さんは農業委員です。番号7について、場所は、□□□□にあります。これ以前もずっと△△△△さんが耕作されており、今回、利用権を設定する方が名義変更され、○○○○さんになったため新規となっています。番号8について、場所は■■■■の公会堂及び作業場があります、その斜め向かいのところですよ。こちらは再設定で、これまでずっと耕作されておりますので、なんら問題ないとおもっています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号7について承認することに決しました。 次、議案第3号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号8について承認することに決しました。 次、議案第3号番号9について、担当委員の補足説明をお願いいたします。3番立石委員。
3番	3番立石が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さん△△△△さんともに□□□□の■■■■自治会の方でございまして、この農地につきましては、□□□□のコミュニティセンター付近■■■■の水田でございます。いままでも△△△△さんが管理をされておりまして、再設定でございます。何ら問題ないかと思いますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号9について承認することに決しました。 次、議案第3号番号10について、担当委員の補足説明をお願いいたします。31番山田委員。
31番	31番山田が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんの田圃につきましては、□□□□になります。公民館からおよそ500m行ったところになります。家の前の2筆になります。△△△△さんは、これまでも適正な管理・耕作を継続してやっておられますので、再設定ということで特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号10について承認することに決しました。 次、議案第3号番号11について、担当委員の補足説明をお願いいたします。33番安部委員。
33番	33番安部が補足説明させていただきます。場所ですが、□□□□は■■■■自治会になります。□□□□付近の1筆になります。△△△△さんは番号15以降も受け手として出ておられますが、ご家族を含めて、非常に熱心に作業従事される方でございます。今回再設定ということで、何ら問題ないと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号11について承認することに決しました。 次、議案第3号番号12から番号13について、担当委員の補足説明をお願いいたします。13番磯田委員。
13番	13番磯田が補足説明させていただきます。番号12から番号14について、自治会としては■■■自治会になります。場所は□□□□にあります。△△△さんは数年前から、この近隣で5～6枚、委託を受けて耕作をしておられます。ご家族の中には認定農業者の方もおられます。そういうことで、いずれも問題のない事案だと思っております。付け加えますと、番号13の○○○○さんですが、昨年秋にご家族がお亡くなりになったため、今回委託に出されますけれど、数年後には帰省して耕作をしたいという希望をもっておられることを、併せてお伝えしておきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号12について承認することに決しました。 次、議案第3号番号13から番号14について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号13から番号14について一括承認することに決しました。 次、議案第3号番号15から番号25について、担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員。
36番	36番岩田が補足説明させていただきます。いずれも耕作される方は△△△さんでございます。番号15につきまして、□□□□にある農地になります。番号16から番号25につきましては、□□□□の■■■■自治会内にある農地です。その中に畑の方も出ております。△△△さんは水稻と、畜産もされておりまして、畑は草地として使用されるということです。内容も再設定が主で、番号17に新規が出ておりますが、問題なく頑張って耕作しておられますので、大丈夫だと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第15号から番号25について、再設定と新規、畑と田圃でございますが、一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号15から番号25について承認することに決しました。 次、議案第3号番号26から番号28について、担当委員の補足説明をお願いいたします。38番堀尾委員。
38番	38番堀尾が補足説明させていただきます。番号26について、場所は■■■■にある圃場で3筆あります。また番号28について、場所は□□□□、△△△△さん所有の田圃に隣接する2筆の圃場です。△△△△さんは住所は●●●●ですが、出身地は■■■■であり、たびたび実家に帰られ耕作・管理されています。更新ですので問題ないと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号26について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号26について承認することに決しました。 次、議案第3号番号27について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号27について承認することに決しました。 次、議案第3号番号28について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号28について承認することに決しました。 次、議案第3号番号29について、担当委員の補足説明をお願いいたします。39番永濱委員。
39番	39番永濱が補足説明させていただきます。番号29について、■■■■の○○○○さんでございますが、□□□□地区の■■■■地内の●●●●集落の方でございます。場所は、□□□□集会所がございます。その正面の方にこの田圃がございます。これまでも地元の農事組合法人△△△△が耕作しておりまして、なんら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号29について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号29について承認することに決しました。 次、議案第3号番号30について、担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員。
36番	36番岩田が補足説明させていただきます。番号30について、こちらも先ほどの△△△△さんの案件であります。場所は■■■■の農地になります。再設定ということで、問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号30について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号30について承認することに決しました。 次、議案第3号番号31から番号32について、担当委員の補足説明をお願いいたします。40番石原委員。
40番	40番石原が補足説明させていただきます。番号31から番号32について、□□□□に隣接した田圃でございます。△△△△さん非常に熱心に農業をしておられます。また、再設定でございます。3年8ヶ月という期間でございますが、ちょうど80歳になるためひとつの目安としたい、とご本人言っておられますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号31について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号31について承認することに決しました。 次、議案第3号番号31について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号31について承認することに決しました。 次、議案第3号番号32について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号32について承認することに決しました。 次、議案第3号番号33から番号36について、担当委員の補足説明をお願いいたします。39番永濱委員。
39番	39番永濱が補足説明させていただきます。この圃場は□□□□地区の■■■■自治会にある、国営開発事業の畑でございます。国営開発事業の畑は各地区ごとに団地化されておりまして、番号33の圃場は□□□□という名前がついています。こちらにつきましては、〇〇〇〇さんが所有されています。番号34から番号36について、場所は■■■■の開パイ□□□□の谷を挟んで隣、□□□□でございます。地元の農事組合法人である△△△△が耕作をしており、苗木やソバを栽培しています。適切に管理しておられ、再契約でもありますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号33から番号36について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号33から番号36について承認することに決しました。 次、その他について事務局お願いいたします。
事務局	事務局から、その他についてお話をさせていただきます。 ○「農地機構だより」について お手元に農地機構だよりの第29号をお配りしました。 ○事例発表について 発表者は、原田二郎推進委員さんです。「農事組合法人こまきと中山間集落協定について」です。よろしくお願いいたします。
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は4月27日(火)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 2番 ⑩

議事録署名委員 3番 ⑩